

“日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務 委託プロポーザル実施要領

本要領は、“日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本製作業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 目的

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーや構成文化財を後世に語り継いでいくために、中学生を対象とした副読本を作成し、子どもの頃から日本遺産についての知識を深め、地域に対する愛着と誇りの醸成を図る。

(2) 業務名

“日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務委託（以下「本業務」という。）

(3) 事業主体

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下「協議会」という。）

(4) 業務内容

“日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務委託仕様書のとおり

(5) 業務委託期間

委託契約締結日から平成31年3月20日（水）まで

2 応募資格

プロポーザル参加申込みをする者は、参加申込書の提出期限（平成30年9月6日）現在において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 協議会を構成する姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市及び養父市（以下「6市町」という。）並びに兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 協議会の構成員でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定に該当しないこと。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 6市町及び兵庫県のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始の申し立てがなさ

れている者ではないこと。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 法人にあっては、兵庫県税及び6市町の市税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあっては兵庫県税及び6市町の市税、町税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定するものに該当するものを除く。）
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与しているもの（実質的に関与している場合を含む。）
- ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としてしている者
- (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
- (イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
募集要領、仕様書等を提示	平成30年8月27日（月）
プロポーザル参加申込書の提出期限	平成30年9月6日（木）17時まで
質問受付期間	平成30年9月4日（火）9時から 平成30年9月7日（金）17時まで
質問回答日	平成30年9月10日（月）10時以降
提案書提出期限	平成30年9月14日（金）17時
プレゼンテーションの実施	平成30年9月25日（火）午前
選考結果通知発送	平成30年9月26日（水）
契約締結	平成30年9月27日（木）17時以降

1 (4)に定める業務の実施	平成31年3月20日(水)まで
契約終了	平成31年3月20日(水)

4 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 受付期間

平成30年8月27日(月)から9月6日(木)17時まで

(2) 受付場所

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地3
市川町企画政策課内

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

TEL: 0790-26-1010

FAX: 0790-26-1049

E-mail: kikaku@town.ichikawa.lg.jp

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 2の(8)に規定する税目について未納がないことの納税証明書

(4) 提出方法

持参又は郵送(受付期限日必着)による。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

- (1) 平成30年9月7日(金)17時までに質問書(様式第5号)にて提出のこと。

※ 提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。また、質問提出締切日以降の質問は一切認めない。

- (2) 質問書の提出先

4の(2)と同じ。

- (3) 質問への回答

平成30年9月10日(月)10時以降に速やかに、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類をファクシミリ又は電子メールで全ての参加申込者に送付する。

6 提案書等の提出

- (1) 提出期限

平成30年9月14日(金)17時まで(必着)

- (2) 提出場所

4の(2)と同じ。

(3) 提出書類

① 提案書（様式任意）

- ・提案書はA4サイズまたはA3サイズの内紙を用いることとする。
- ・提案書には、“日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務委託仕様書を踏まえ下記の事項を記載すること。

ア コンセプト、ページ数

イ 構成案

ウ 内容例（イメージできるもの）

エ 作成スケジュール

オ その他特記事項

② 見積書（様式任意）

人件費、物件費その他諸経費を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書には社印及び代表者印を押印すること。

③ 業務実施体制（様式第3号）

④ 業務実績（様式第4号）

概ね2ヶ年以内において、地方公共団体から受託し製作した日本遺産、副読本等の教材に係る実績を添付すること。

⑤ 会社概要書（最新のもの）

(4) 提出部数

原本1部、副本14部（1部ずつまとめること。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

7 提案書作成に関する注意事項

- (1) “日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務委託仕様書を参考に提案すること。
- (2) 本業務プロポーザルに要した費用については、事業提案者が負担するものとする。
- (3) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

8 本件の予算額

1,919千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の予算を目安に提案書を作成すること（見積額は、本件の予算額以内とする。）。

※ 受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限価格での契約を約するものではありません。

9 業者選定

(1) “日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」”副読本作成業務プロポーザル審査委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションの内容審査により評価し、合計点の最上位の者を受託候補者とする。

(2) 評価基準は下表のとおりとする。

評価項目		審査の視点
企画内容等	1 実施方針	作成コンセプトは、事業の目的に合っているか。 事業内容に関する理解度はあるか。
	2 対象者の適正	中学生向け副読本であることに対する配慮はできているか。
	3 企画及び構成	企画の内容は、中学生に対して「銀の馬車道・鉱石の道」の魅力を伝え、理解を深めることができるものになっているか。
	4 ページ数	ページ数が十分に確保されているか。
業務遂行能力	5 実施能力	担当者や責任者の配置、連絡調整等、必要な作業量や手順を適切に想定しているか。
	6 計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。
	7 業務管理	担当者の守秘義務や、利用者の個人情報の取り扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか。
	8 実績	過去2年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。
経費	9 妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。
	10 優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。

(3) 提案者が1名の場合も、総合評価点が7割を超えており、且つ、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を受託候補者として選定する。

(4) プレゼンテーション

① 日時及び場所

日時 平成30年9月25日（火）午前中

※時間帯の詳細については、後日連絡する。

場所 姫路市役所北別館

② 実施時間 1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。）

③ その他

- ア プレゼンテーションは非公開とする。
- イ プレゼンテーションは、提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ウ 視聴覚機器を使用する場合は、プレゼンテーションに使うスクリーンはこちらで準備するが、プロジェクターやパソコン機器などは、事業者で準備すること。

10 提出書類作成上の注意点

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
- (2) 提出する提案は、各社1件とする。
- (3) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (7) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。

11 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、速やかにプロポーザル参加各社宛に書面で通知する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

12 その他特記事項

- (1) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、本協議会と協議した上で決定することとなるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ① 期限までに提案書等を提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③ 見積額が予算額を超える場合
- (3) 上記記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
- (4) 別紙「日本遺産魅力発信推進事業について」の記載事項について留意すること。

13 問合せ先

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地3
市川町企画政策課内

日本遺産「銀の馬車道・鉦石の道」推進協議会

TEL : 0790-26-1010

FAX : 0790-26-1049

E-mail : kikaku@town.ichikawa.lg.jp